

第 4 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 2 年 9 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 2 0 3 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 0 0 分					
閉議時刻	9 時 4 0 分					
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治	
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	國 島 健 一	出○席 欠席	9	町 田 実	出○席 欠席
	2	島 田 勇	出○席 欠席	10	藤 間 光 治	出○席 欠席
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席	11	中 村 賢 一	出○席 欠席
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席	12	新 井 健 一	出○席 欠席
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席	13	太 田 浩	出○席 欠席
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席			
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席			
	8	宮 崎 薫	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫		
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮		
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出席 欠○席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧			⑱		
	⑨			⑲	山口裕久	出○席 欠席
	⑩			⑳		
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	事務局次長	<p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページ中段をお願いいたします。議案第2号は1件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、前谷〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の前谷字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、104㎡について、住宅敷地及び農業用施設の敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、前谷地内で農業を営んでおりますが、この度、隣接地との境界確認のため自宅を測量したところ、敷地の一部が農地に出ていることが判明いたしました。今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し、深く反省しております。また、転用することによる周囲への影響もないことから、転用はやむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。上越新幹線高架の北に位置する前谷地内の集落に接する農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、敷地面積は、768.44㎡になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る9月18日、現地調査をしていただいておりますので、新井委員にご報告をお願いいたします。</p>
	新井委員	<p>去る9月18日、私と太田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第2号についての説明及び新井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p>

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長</p>	<p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページ下段をお願いいたします。議案第3号は、7件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、鴻巣市〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、戸田市〇〇〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さん外1名が所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、360㎡について、売買により住宅1棟、113.03㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、鴻巣市の借家で家族と共に生活しておりますが、子供が生まれ手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道行田蓮田線沿線に位置する集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、敷地面積は、471.27㎡になる予定でございます。</p> <p>次に、進行番号2でございますが、下中条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、下中条〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する酒巻字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、72㎡ 外1筆、計125㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、申請地に隣接する土地を資材置場として貸しておりますが、利根川の堤防拡幅事業により敷地の半分が収用されることから、申請地を拡張しようとするものでございます。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の北側に接する小集団の農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は雑種地であり、農地部分と合わせると、敷地面積は、409㎡になる予定でございます。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>進行番号3から6は関連がございまして、全て小敷田地内の飛び地で、熊谷市の土地と合わせて太陽光発電施設の敷地に転用したいとの申請でございます。先に議案書を読み上げ、進行番号6の説明の後、位置図で説明させていただきます。</p> <p>はじめに、進行番号3でございますが、栃木県足利市〇〇〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表</p>
---	--------------	---

取締役 ○○○○さんが、熊谷市大字○○○○○番地 ○○○○さんが所有する小敷田字○○○○○番○、地目：畑、1, 236㎡ 及び 熊谷市大字○○○丁目○番地ー○○○号 ○○○○さんが所有する小敷田字○○○○○番○、地目：畑、532㎡ 外1筆、3筆合計2, 336㎡について、売買により太陽光発電施設の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、栃木県内で主に太陽光発電事業を営んでおりますが、本社近県の休耕地を選定条件として事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計1, 512枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、52万1, 048kwh で、設備の周囲を高さ1. 2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。

次に、進行番号4でございますが、栃木県足利市○○○○○番地 合同会社○○○ 代表社員 合同会社○○○ 職務執行者 ○○○○さんが、熊谷市大字○○○○○番地○○ ○○○○さんが所有する小敷田字○○○○○番○、地目：畑、297㎡について、売買により太陽光発電施設の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、栃木県内で主に太陽光発電事業を営んでおりますが、本社近県の休耕地を選定条件として事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計792枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、26万5, 162kwh で、設備の周囲を高さ1. 2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。

次に、進行番号5でございますが、栃木県足利市○○○○○番地 合同会社○○○ 代表社員 ○○○○さん 外1名が、熊谷市大字○○○○○番地 ○○○○さんが所有する小敷田字○○○○○番○、地目：畑、556㎡について、売買により太陽光発電施設の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、栃木県内で主に太陽光発電事業を営んでおりますが、本社近県の休耕地を選定条件として事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計136枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、4万7, 641kwh で、設備の周囲を高さ1. 2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。

次に、進行番号6でございますが、群馬県邑楽郡板倉町大字○○○○○番地○ 株式会社○○○○○ ○○ 代表取締役 ○○○○さんが、東京都江戸川区○○○丁目○番○○号 ○○○○さんが所有する小敷田字○○○○○番○、地目：畑、297㎡ 及び 小敷田○○○番地 ○○○○さんが所有する小敷田字

〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、107㎡、2筆合計404㎡について、売買により太陽光発電施設の敷地にしたいたして申請があったものです。

申請人は、群馬県内で主に太陽光発電事業を営んでおりますが、本社近県の休耕地を選定条件として事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計312枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、10万8,326kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。

進行番号3から6の全ての事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、申請事由は妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道弥藤吾行田線と星川に挟まれた場所で、熊谷市の中にある行田市の飛び地となっております。

はじめに、進行番号3の位置でございますが、位置図中央を南北にカーブを描きながら通っている道路の東側になります。斜線部分が行田市、白抜き部分が熊谷市の土地となります。熊谷市と合わせた事業計画地全体面積は4,718㎡となります。

次に、進行番号4の位置でございますが、中央の道路の西側で、ピンク色に塗られた部分の斜線部分が行田市、斜線のない部分が熊谷市の土地となります。熊谷市と合わせた事業計画地全体面積は、2,280㎡となります。

次に、進行番号5の位置でございますが、青色に塗られた部分となります。こちらは、行田市単独の申請となります。

次に、進行番号6の位置でございますが、黄色に塗られた部分で、斜線部分が行田市、斜線のない部分が熊谷市となります。熊谷市と合わせた事業計画地全体面積は1,013㎡となります。

なお、着色されておらず、単に白抜きとなっている部分は、熊谷市への単独申請となっている部分でございます。こちらは行田市に申請がないため、面積はわかりません。

また、熊谷市単独申請分が加わると、計画地内側に2箇所農地部分が残りますが、こちらにつきましては、どちらの農地も営農活動に支障のないよう進入路の整備をすることで事業者と地権者の間で同意書を締結しております。

次に、進行番号7でございますが、須加〇〇〇〇番地 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんが、堤根〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する樋上字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、465㎡の内、96㎡及び 樋上〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する755番1、地目：田、961㎡の内364㎡、外2筆、4筆

		<p>合計1, 188㎡について、賃貸借により工事用作業ヤードにしたいとして一時転用の申請があったものでございます。</p> <p>申請人は須加地内で建設業等を営んでおりますが、埼玉県発注工事の橋りょう架換工事（青柳橋旧橋撤去工）を受注し、その作業ヤードとする場所が必要となったことから、申請地を一時借り受けて利用しようとするものでございます。利用期間は5ヶ月間となっており、工事期間中の一時的な使用であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては位置図の7ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線に隣接する樋上地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る9月18日、現地調査をしていただいておりますので、太田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る9月18日、私と新井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び太田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>ヤードというと、一般的な感覚だと鉄板で囲まれたものをいいますが、ここでいうヤードとは作業場という意味ですか。</p> <p>ヤードという言葉を使っていますが、実際は作業場と資材置場になります。</p> <p>資材置場と作業場では意味合いが違ってくると思いますが、例えば、作業場で車の解体をすればオイルなどがでますので土壌汚染の問題がでてきます。資材置場で物が置いてあるだけであれば土壌汚染は基本的には起きません。資材置場であれば作業が出来ないと理解してよろしいですか。</p> <p>資材置場で作業をしてはダメということはありません。資材置場でも簡単な作業はするかと思いますし、作業場でも資材は必要になるかと思いますので、置いてはいけないということはありません。どちらがメインになるかということだと思います。</p> <p>そこで作業をした場合、極端な話をすれば、オイルが流出する可能性もあります。そのときに近隣の農地に影響がでる可能性もあります。</p> <p>審査の時に業種や事業計画は、当然確認いたします。その中で周辺の農地に支障を及ぼさないかということも許可基準にありますので、申請書の中で確認していくことになります。</p>
	太田委員	
	議長	
	中村委員	
	事務局次長	
	中村委員	
	事務局次長	
	石井委員	
	事務局次長	

報告事項	中村委員	あちらこちらのヤードを見ると心配な状況であり、将来、どんどんヤードが増えていくことのないようにその辺をお願いします。
	議長	他にございますか。
	中村委員	(進行番号3～5) この足利の会社はなぜこのように会社を分けているのですか。
	事務局次長	直接確認しておりませんが、恐らく、このような合同会社を作る場合、まず、作り易いということ、株式会社を作るよりも費用が掛からないということ、利益の配分が容易であること、個人の所得よりも法人を作ったほうが税金対策になるなどの理由が考えられます。
	石井委員	これだけの太陽光で雨水はどうするのですか。私が借りている田の隣でもやっていますが、敷地に傘をかけたような状態であり、敷地には浸透せず、隣の田や畑に流出してしまうのではないですか。排水路を設けるとかしたほうが良いのではないですか。
	事務局次長	このような大きな太陽光施設の場合、境界ギリギリまでパネルを設置することはないと思います。また、パネルは列ごとに間隔が空いておりますので、そこから雨水は落ちるようにはなっています。基本的にはどの申請も雨水につきましては敷地内浸透で出てきます。ただ、大雨の場合などはパネルの有無で敷地内の浸透の仕方が違うと思いますので、その辺は現状よりも雨水が流出することはないように指導してまいります。
	議長	他にございますか。
	議長	(なし)
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。
主任	次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。 (1)「農地法第4条第1号第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、4件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 (2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、4件の届出があり、転用目的は、駐車場等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備さ	

		<p>れておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。16件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あぜみち」他書類の配布について ・農地利用最適化活動活性化研修会について → 来月総会終了後に研修DVDの上映会を実施。 <p>以上をもちまして、第4回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:40)</p>
6 その他	議長	
7 閉会	事務局長 主任 事務局長	